

F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書

平成 27 年 1 月 6 日、米空軍が合衆国ウィスコンシン州空軍州兵部隊（F-16 戦闘機 12 機及び人員約 250 名）を嘉手納基地へ期間展開すると発表した。

この暫定配備について、米軍は、「災害救援、全地球的状况把握、海賊対処、積極的防衛及び戦力投入を含む様々な運用を遂行する部隊を太平洋コマンド地域に提供することを目的とする太平洋コマンド戦域安全保障パッケージを支援するため」と説明しており、太平洋コマンド戦域安全保障パッケージについては、「アジア太平洋地域に全体にわたり、輪番展開により、合衆国軍隊を強化する追加の戦闘飛行隊、給油機、支援人員及び機器を定期的に展開するもの」と規定をしているが、日米安全保障条約等を勘案したところ、現在の規定の中に太平洋戦域安全保障パッケージを支援する根拠があるのかが明確になっておらず、同パッケージに基づく日本国内における部隊の配備や運用、訓練任務等の根拠について疑義が生じる。

また、州兵部隊については、基本的に州軍はアメリカ国内における災害救援や治安維持に当たる組織であり、アメリカ合衆国憲法等でも州兵は郷土防衛のための軍事組織で、平時の指揮権は各州知事が持つと規定されているが、これが日米安全保障条約等に規定される「日本国における合衆国軍隊」に該当するのか、甚だ疑問である。

さらに、常駐機の F-15 戦闘機のみならず、すでに外来機 AV-8B ハリアー攻撃機等各種の米軍機からの騒音被害が拡大する中での F-16 戦闘機の配備は、暫定配備とは言え、さらなる基地被害につながりかねず、日米安全保障協議委員会の中で確認された嘉手納基地における負担軽減にも逆行するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は、F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関し、厳重に抗議するとともに市民の生命・財産・人権を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. 外来機の暫定配備や飛行訓練等について明確な根拠を示すこと
2. 平時における州兵部隊配備についての明確な根拠を示すこと
3. 根拠に乏しい場合、嘉手納基地への暫定配備や外来機の飛行訓練についてこれを即時中止し、今後も行わないこと
4. 嘉手納基地における騒音に関する負担軽減について暫定配備との整合性を説明すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 23 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長